様式（飲料用自動販売機設置に係る公有財産賃貸借契約書第９条関係）

災害時における救援物資提供に関する協定書（案）

日向市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　甲の管内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して次項以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

（１）乙が、甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機（鍵式開放機能取付型。以下「自販機」という。）の機内在庫の商品のみを甲に無償で提供する。ただし、自販機からの機内在庫の商品の取り出しは、甲が乙から事前に預託された自販機の無料開放切替用の鍵（以下「切替専用鍵」という。）を使用して行うものとする。

（２）前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「乙商品」という。）を甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の乙商品は、有償にて提供する。

３　乙は、第１項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

４　乙の甲に対する第２項第２号の乙商品の引き渡し場所は、甲乙協議し決定するものとし、甲はその引き渡し場所において、乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から乙商品の引き渡しを受けるものとする。また、このときの乙商品の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請については、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（切替専用鍵の取り扱い）

第４条　甲は、切替専用鍵を善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとする。

２　甲は、切替専用鍵を複製してはならない。

３　甲は、切替専用鍵を紛失した場合は、直ちに乙にその旨を通知し、乙は、当該切替専用鍵及びシリンダーの交換を行うものとする。ただし、当該交換に要する費用は甲の負担とする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから期間満了の１か月前までにこの協定を終了する旨の申し出がない限り同一内容をもって１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　日向市本町１０番５号

日向市

日向市長　　　西　村　　賢　　㊞

乙　住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞